

平成23年12月14日

1. 出席議員

議長 牟田勝浩  
1番 朝長 勇  
3番 上田雄一  
5番 山口良広  
7番 宮本栄八  
10番 古川盛義  
12番 吉川里己  
14番 末藤正幸  
17番 吉原武藤  
20番 川原千秋  
22番 松尾初秋  
24番 谷口攝久

副議長 小池一哉  
2番 山口 等  
4番 山口裕子  
6番 松尾陽輔  
8番 石丸 定  
11番 上野淑子  
13番 山崎鉄好  
16番 小柳義和  
19番 山口昌宏  
21番 杉原豊喜  
23番 黒岩幸生  
26番 江原一雄

2. 欠席議員

9番 石橋敏伸

25番 平野邦夫

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一  
次 長 松本重男  
議事係 長 川久保和幸  
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	角			眞
つ	な	が	山	田	義	利
營	業	部	森		孝	畑
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	古	賀	雅	章
こ	ど	も	馬	渡	公	子
ま	ち	づ	石	橋	幸	治
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	川	内	野	夫
会	計	管	山	口	光	則
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	松	尾	満	好
財	政	課	中	野	博	之
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	成	松		薫
監	査	委	一	丸	喜	代
農	業	委	森		博	邦
員	会	事				文
務	局	長				
員	事	務				
事	務	局				
長						

---

議 事 日 程 第 6 号

12月14日（水）10時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 第60号議案 | 平成22年度武雄市老人保健特別会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）     |
| 日程第2  | 第63号議案 | 平成22年度武雄市一般会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）         |
| 日程第3  | 第64号議案 | 平成22年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）   |
| 日程第4  | 第65号議案 | 平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）  |
| 日程第5  | 第61号議案 | 平成22年度武雄市水道事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）       |
| 日程第6  | 第62号議案 | 平成22年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）    |
| 日程第7  | 第66号議案 | 平成22年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第8  | 第67号議案 | 平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）  |
| 日程第9  | 第68号議案 | 平成22年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）  |
| 日程第10 | 第69号議案 | 平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第11 | 第70号議案 | 平成22年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）     |
| 日程第12 | 第71号議案 | 平成22年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）     |
| 日程第13 | 第72号議案 | 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論    |

		・採決)
日程第14	第83号議案	武雄市子どもの医療費の助成に関する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第15	第84号議案	武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第16	第85号議案	武雄市税条例等の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第17	第86号議案	武雄市出生祝金支給条例を廃止する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第18	第87号議案	訴えの提起について（質疑・建設常任委員会付託）
日程第19	第88号議案	平成23年度武雄市一般会計補正予算（第6回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第20	第89号議案	平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第21	第90号議案	平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第22	第91号議案	平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第23	第92号議案	平成23年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第24	第93号議案	武雄市体育施設の指定管理者の指定について（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第25	第94号議案	武雄市勤労者福祉会館の指定管理者の指定について（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第26	第95号議案	武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第27	第96号議案	武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定について（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第28	第97号議案	武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定について（質疑・建設常任委員会付託）
日程第29	第98号議案	武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定について（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第30	第99号議案	平成23年度武雄市一般会計補正予算（第7回）（質疑・所管常任委員会分割付託）

日程第31	意見書第6号	国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（趣旨説明・質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第32	意見書第7号	放射線による被害対策の早期実施を求める意見書（趣旨説明・質疑・総務常任委員会付託）
日程第33	請願第5号	玄海原発の「やらせ問題」と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願（趣旨説明・質疑・総務常任委員会付託）

---

**開 議 10時**

**○議長（牟田勝浩君）**

おはようございます。昨日までの一般質問御苦労さまでした。一般質問においても大分激論が交わされました。いろんな問い合わせが事務局のほう、いろんな議員各位に来ております。この質問に関してもいろいろ御意見あります方は、議会事務局及び私のほうに連絡をいただければ幸いです。

では、前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第93号議案から第99号議案までの7議案と議員から提出されました意見書第7号及び請願第5号を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

**日程第1～第4 第60号議案～第65号議案**

日程第1. 第60号議案 平成22年度武雄市老人保健特別会計決算認定についてから日程第4. 第65号議案 平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定についてまでの4議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、一般会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。山口良広一般会計等決算審査特別委員長

**○一般会計等決算審査特別委員長（山口良広君）〔登壇〕**

おはようございます。一般会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成23年9月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されたました決算認定議案につきましては、平成23年11月1日から4日までのうち3日間にわたり慎重に審査いたしました。

付託されました4つの決算認定議案のうち、第60号議案 平成22年度武雄市老人保健特別会計決算認定については、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、第63号議案 平成22年度武雄市一般会計決算認定について、第64号議案 平成22年

度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第65号議案 平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について、以上の3つの事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、各委員から執行部に対し意見が出され、集約しましたので御報告いたします。

第1、今後も徹底した数値分析及び情報収集に努められ、事業効果等を検証し、事業の見直し等を含め、より一層の財政健全化に向け鋭意努力されたい。

第2、国民健康保険特別会計については、今後とも健全な運営のために鋭意努力されたい。

第3、収納率のさらなる向上に努められたい。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（牟田勝浩君）

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第60号議案 平成22年度武雄市老人保健特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第60号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第60号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第63号議案 平成22年度武雄市一般会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

#### ○26番（江原一雄君）〔登壇〕

ただいま議案となりました第63号議案 平成22年度武雄市一般会計歳入歳出決算書について反対の討論を申し上げます。

第1に、総務管理費委託料、弁護士委託料、1,266万7,377円支出されています。当初の補

正予算で組まれたのは4,430万円でありました。この予算の組み方に反対をしてきました。地方自治法第242条の2に照らして市民の権利であります。当然ではありませんか。ところが、私ども日本共産党会派の2名が原告と同席した記者会見に出席していたから許されない、この議場でも市のホームページの市長の部屋、市長のブログで悪罵を並べ、非難の限りをしています。これは市長のやるべきことでしょうか。

市長自身、平成22年6月定例議会の演告では、「今回の提訴に関しても、これまで同様、誠実かつ遺漏ないように対応してまいります」と、6月7日、申し述べていたではありませんか。ところが、補正予算の質疑の段階から弁護士費用が2審、3審となったら、1審で1億3,000万円、2審でも1億3,000万円、3審でも1億3,000万円かかり、計4億円かかると市民負担が出るとして、市の他の事業に影響が出ると非難をされてきました。しかし、結果として、弁護士委託料として今年度決算では1,266万7,377円で3,163万2,623円減額補正をされました。このような予算決算の組み方に断固反対するものであります。

第2に、今、長引く景気低迷の中、大型公共事業で国民、市民の暮らしはよくなるでしょうか。市民の消費購買力をふやす政策をすることが必要なとき、平成22年度も新幹線長崎ルート建設が国策のように進められ、新幹線鉄道建設負担金1,710万円、新幹線さが未来づくり協議会会費20万円、武雄市新幹線活用プロジェクト補助金60万円、武雄温泉駅周辺整備構想策定業務委託料455万7,000円など支出されています。これではますます国民、市民の懐は購買力が低下していくのではありませんか。

第3に、こうした景気低迷の中、労働者派遣法改悪で製造業まで非正規の働く者が派遣切りと言われる不安定就労の仕組みがつくられてきました。そうした中、国税、地方税の収納率向上として取り組まれている滞納整理指導委託料として60万円支出をされ、医療費負担適正化事業事務補助員賃金としても支出をされました。このような市民の懐を、まさに手で押し込むような滞納整理のこの状態は、まさに……（発言する者あり）野次は、私語は慎んでくださいよ、本当に。

○議長（牟田勝浩君）

進行してください。

○26番（江原一雄君）（続）

議長、お願いしますよ。

○議長（牟田勝浩君）

進行をお願いします。

○26番（江原一雄君）（続）

以上3点を申し述べ、反対の討論とする次第であります。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。第63号議案 平成22年度一般会計の決算認定について、賛成の立場より討論をさせていただきます。

この22年度の一般会計について、予算作成に当たっては市の職員は血のにじむような努力をして作成をし、議会はこれを賛成多数で可決成立をさせました。議会の可決成立というのは、可決成立をした時点で、議員はそれを守るべきと地方自治法に定められております。そういう中で、予算執行に当たっては市の職員を初め議会、市民の血税を使う上で、本当に血のにじむような努力をして、いかに少ない予算で効率よい成果を上げるかという努力を日々されておりました。

そういう中で、今1,266万円の訴訟の金も要るといような話がありましたけれども、訴訟をしなければこの金も要りません。（「そうです」と呼ぶ者あり）訴訟の中身を見れば、全く意味をなしていない訴訟なんです。そういう無駄な金を使うよりも、市民の福祉の維持向上のために使うのが本当の市政運営ではないでしょうか。（「そう」と呼ぶ者あり）議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第63号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第63号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第64号議案 平成22年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

皆さん賛成ですね。（「反対」と呼ぶ者あり）反対の場合はきちんと意思表示をお願いします。反対の声があります。反対の討論を求めます。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど申しましたとおり、反対なら反対と討論をすべきであると思います。なぜか。市民の血税を使う上で本当に反対であれば、その反対の意味を皆さん方に知らしめ、次年度の予算編成上の効率化を図るために努力するべきであると思います。そういう中で反対をするのであれば、ちゃんと討論をして今後やっていただきたい。

そういう中で、今回のこの予算議案については賛成の立場から議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

#### ○議長（牟田勝浩君）

反対討論、省略しますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第64号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第64号議案は特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第65号議案 平成22年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を求めます。

〔「賛成」「反対」「討論省略」と呼ぶ者あり〕

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第65号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第65号議案は特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

#### 日程第5～第13 第61号議案～第72号議案

日程第5. 第61号議案 平成22年度武雄市水道事業会計決算認定についてから、日程第13. 第72号議案 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく特別会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。山口裕子特別会計等決算審査特別委員長

**○特別会計等決算審査特別委員長（山口裕子君）〔登壇〕**

おはようございます。報告いたします。

特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成23年度9月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました決算認定議案については、平成23年11月8日から10日までの3日間にわたり慎重に審査いたしました。

付託されました9つの決算認定議案のうち、第61号議案 平成22年度武雄市水道事業会計決算認定について、第66号議案 平成22年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について、第67号議案 平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について、第68号議案 平成22年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について、第69号議案 平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、第70号議案 平成22年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、第71号議案 平成22年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、以上の7つの事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、第62号議案 平成22年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、第72号議案 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について、以上の2つの事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程においても、各委員から執行部に対して意見が出され、集約しましたので御報告いたします。

全体的なものとして、事業の推進に当たっては、財政的、長期的な展望に基づいて計画的に行うよう努められたい。

次に、個別に報告いたします。

第61号議案 水道事業会計については、老朽管については前倒しも検討に入れ、改修に努められたい。

第62号議案 工業用水道事業会計については、販路拡大に努められたい。

第66号議案 農業集落排水事業、第67号議案 公共下水道事業、第68号議案 戸別浄化槽事業特別会計については、接続率の向上に努められたい。汚泥の最終処分の方針については、武雄市の方針を明確にしておくよう努められたい。

第69号議案 土地区画整理事業特別会計については、遅延を招かないように着実な事業の推進に努められたい。

第70号議案 競輪事業特別会計については、売り上げ増並びに収益確保に努められたい。

第71号議案 給湯事業特別会計については、さらなる販路拡大に努められたい。

第72号議案 新工業団地整備事業特別会計については、企業誘致の推進に努められたいなどの意見が出ました。

以上で報告を終わります。

○議長（牟田勝浩君）

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第61号議案 平成22年度武雄市水道事業会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第61号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第62号議案 平成22年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

賛成討論よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第62号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第62号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第66号議案 平成22年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第66号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第67号議案 平成22年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第67号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第68号議案 平成22年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第68号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第69号議案 平成22年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について討論を

求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第69号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第69号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第70号議案 平成22年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第70号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第70号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第71号議案 平成22年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第71号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第72号議案 平成22年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

第72号議案 武雄市新工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての反対の討論を申し上げます。

雇用の確保として、これまで同様、誘致企業を呼び込むことでしか雇用が確保されないというシステムが本当にいいのでしょうか。24億6,264万8,000円を予算化され、平成22年から23年度、敷地造成をされてきました。この間、当初の工業団地の予定地から北方宮裾地区に変更をされました。松浦川水系から六角川水系に変わったわけですが、六角川水系は日本では干満の差が激しい有明海に注ぐわけですが、これからの気候変動の激しい時代を考えると、ますます隣接、関係地域は不安を強いられるのではないのでしょうか。

第2に、造成工事における入札に関してです。その1からその5まで工事が行われましたが、すべて96%台での落札であります。その1、96.84%、その2、96.68%、その3、96.75%、その4、96.06%、その5も96.70%であります。入札に当たって共同企業体が構成されましたが、入札に当たっての透明性に疑問を抱かざるを得ません。当時、ある自治体では88%の落札率で業者選定が行われています。不透明だとして反対の討論にかえるものであります。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

第72号議案について反対討論を行いたいと思います。（「反対」と呼ぶ者あり）いや、賛成討論を行います。

つまり、今興奮していますのは、水系の違いということを言われたように思いますけれども、松浦水系が六角川水系と言われたように聞こえたんですけれども、確かだと思えますが、水系が変わるとするのは簡単にはできないわけでごさいます、実際上は何も変わっていないわけですね。もし工業団地の排水の水系と言われることであれば、それはちゃんと3区で話し合いをして、どこにどう持っていくと。急激に雨が降った場合はどこに持っていくということのをちゃんと計画をしながら持ってきたところでごさいますし、水系は何ら変わらないというふうに思っております。

そしてまた、この工業団地でごさいますけれども、工業団地を設置するときの話としまして、どうしても雇用拡大、そういうことを見ながら、冬に種をまいて、そして根を張って、そして春が来たとき、あるいは夏に向けて工業団地を持ってくると、まさにそのチャンスの時期ではなかろうかと思しますので、先ほど山口委員長申されましたように、賛成多数をもってこういうことをやっていこうという武雄市の方向でごさいますので、本案については賛成するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第72号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第72号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

#### 日程第14 第83号議案

日程第14. 第83号議案 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。馬渡こども部長

#### ○馬渡こども部長〔登壇〕

おはようございます。第83号議案 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例についての補足説明を申し上げます。

議案書1ページでございます。

子どもの医療費助成については、このほど県から助成制度を拡充する方針が示され、3歳以上就学前の子どもの医療費助成制度が3歳未満の乳幼児と同じように、医療機関の窓口で保護者負担分だけを支払えば済む現物給付の方式に改善されることとなります。これによりゼロ歳から小学校就学前までは県内統一した制度となります。これを受けての条例の整備とあわせて市の単独事業で医療費の助成を小・中学生の入院まで拡充したいため、新規の条例の制定をお願いするものです。

条例の名称については、助成の対象者を中学生まで拡大したことから、子どもという表現にしております。この条例によりまして、小学校就学前の乳幼児につきましては、通院の場合が医療機関の窓口で診療報酬明細書ごとに上限500円を2回まで支払っていただき、入院の場合は上限1,000円までを負担していただく現物給付による助成となり、小・中学生の入院に係る医療費の助成は医療機関の窓口で一たん支払いをしていただき、その領収書を添付して市に対して請求をしていただくと、上限1,000円を控除した額を助成するという償還払いの方法での助成となります。

それでは、条例の内容について主な点について御説明申し上げます。

第1条では目的を、第2条では用語の意義を定めておりまして、子どもの定義を市内に住所を有する満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者とし、2号で小学校就学前の者を第1号対象者、3号で小・中学生を第2号対象者としております。

第3条では、助成対象者について社会保険各法の規定による被保険者、または被扶養者である子どもの保護者としております。

第4条第1項で、第1号対象者である小学校就学前の子どもが保険給付を受けたときの診療報酬明細書ごとの助成の額について規定をしております。1号で入院の場合は1,000円を控除した額、2号で入院外の場合の負担額の上限を、アで1回診療のときは500円、イで2回以上の場合、1回目、2回目についてそれぞれ500円を控除した額を助成するという規定をしております。

第2項では、指定医療機関以外で受診した場合の助成について定め、第3項では保険証を持参せずに受診した場合の助成について、第1項と同じように助成するとし、第4項では第2号対象者である小・中学生の入院の場合についての助成額を規定しております。

第5条では、受給資格者証の交付について規定をいたしてありまして、受診の際に医療機関の窓口で提示してもらうもので、現物給付の方法で助成を行う小学校就学前の第1号対象者に交付することとしております。

第6条では、助成の方法について規定をいたしてありまして、第1項では小学校就学前の医療費について、指定保険医療機関等で受診した場合は、現物給付による助成を行うことから、当該指定保険医療機関等に支払うことで助成したとみなす規定を、第2項では指定保険医療機関等以外で受診した場合や保険証を持たずに受診した場合、また小・中学生の入院の場合は償還払いの方法により助成することから、申請できる期間について定めております。

第7条は、高額医療費の受領権について定め、第8条では助成の制限について第1項、第2項で原因が第三者行為によって生じた場合を定め、第3項では武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例により、医療費の助成を受けるときは本条例による助成は行わないという規定をしております。

第9条では助成金の返還について、第10条では施行に関し必要な事項の規則への委任を定めております。

また、附則の第1条で施行期日を平成24年4月1日と定め、第2条では本条例の施行に伴い、武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の廃止を、第3条で廃止に伴う経過措置について規定をしております。

第4条では、本条例の制定に伴う武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の引用条文の改正を規定しております。

以上で第83号議案 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（牟田勝浩君）

第83号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第15 第84号議案

日程第15. 第84号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。森営業部長

#### ○森営業部長〔登壇〕

第84号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の5ページをお願いします。

鳥獣被害対策実施隊員の報酬の額を定めたいので、議会の議決をお願いするものであります。

鳥獣による農林業等に関する被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するために、イノシシ等の捕獲体制を見直し、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置し、銃及びくくりわなを主体とした捕獲活動を行い、個体数の調整、農業被害防除対策を行うものであります。

鳥獣被害対策実施隊員は狩猟免許所持者で銃免許所持者及び熟練者を非常勤の特別職としてお願いすることにいたしておりますので、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づき提案するものでございます。

報酬の額につきましては、月額13万2,000円とし、この条例の施行日は平成24年2月1日からとしております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（牟田勝浩君）

第84号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第16 第85号議案

日程第16. 第85号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

#### ○角政策部長〔登壇〕

第85号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書の6ページでございます。

今回の改正は地方自治法等の一部改正に伴う寄附金税額控除の改正でございます。

それでは、改正の概要について、議案参考資料新旧対照条文で説明させていただきます。  
新旧対照条文の2ページをごらんください。

まず、第1条関係でございますが、第34条の7につきましては寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げる内容の改正でございます。これによって、より少額の寄附でも税額控除の対象とすることになりました。

続いて4ページ、附則第7条の4からは寄附金税額控除の改正に伴い、地方税法を引用し条文整備をするものでございます。

次に、12ページ、第2条関係でございます。附則第2条につきましては、個人の市民税に関する経過措置で、特定寄附金のみなし規定について条文整備をするものでございます。

次に、附則でございますが、議案書の7ページをごらんください。

第1条で施行期日を定めております。

第2条では市民税に関する経過措置を設けております。

以上で第85号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（牟田勝浩君）

第85号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第17 第86号議案

日程第17. 第86号議案 武雄市出生祝金支給条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。馬渡こども部長

#### ○馬渡こども部長〔登壇〕

第86号議案 武雄市出生祝金支給条例を廃止する条例について補足説明を申し上げます。

議案書9ページでございます。

出生祝金支給事業につきましては、生まれた子どもさんの健やかな成長を願うとともに出産を奨励し、もって市政の発展に資するという目的で、新生児の保護者に対し1万円の祝い金を支給しているところでございます。

子育て支援に係る施策については、子どもの医療費に係る助成制度や子ども手当支給制度など、助成制度が拡充されてきております。また、このほか子育て総合支援センターの開設や妊婦健診の助成拡大、子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌、各種ワクチンの接種など充実を図ってきているところであります。

出生祝金は次世代を担う新たな市民の誕生を祝福し支給をしているもので、保護者の方には喜んでいただいているとは思いますが、出生数を見た限り、著しく増加しているという状

況にはありません。

このようなことから財政的に厳しい状況の中で、子育て支援に係る事業を推進していくためには出生時に祝金を支給することも一つの施策ではありますが、子育てに係る期間全体を見据えた支援を充実させ、次世代を担う子どもたちを安心して育てられる環境を整えるという視点から、本条例の廃止を提案いたすものです。

附則では、条例の施行期日を平成24年10月1日としております。

なお、経過措置といたしまして、条例施行日前日の9月30日までの出生に係る祝金の支給については廃止前の武雄市出生祝金支給条例によるものとしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（牟田勝浩君）**

第86号議案に対する質疑を開始いたします。

4番山口裕子議員から質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。4番山口裕子議員

**○4番（山口裕子君）〔登壇〕**

3点ほど質問したいと思います。

医療費などの助成措置の拡充のために出生祝金の廃止という形になっておりますが、助成金のあり方と祝金のあり方というのは私違うと思っていて、その整合性、それをお尋ねします。

あと、今先ほど説明されましたように、たくさんの子育て支援は整ってくるけれども、結果として子どもを産み育てるという環境はなかなかよくなってきていないような気がします。それで、なぜ今それを廃止すべきなのかというところで1つお尋ねします。

あと、私は合併のときにその論議にはかかわっておりませんので、どういう論議をされたかというところでは言えませんが、しかし、北方の出生祝金が1人目3万円、2人目が5万円、3人目が10万円、それでももちろん山内はありません。武雄もなかったですね。そのときに、やはりこれは少子化の対策というか、少子化が進んでいるところで論議されて、合併のときに1万円という形で、かなりの努力があってこういう形になったというふうに聞いておりますので、その意味をしまして、目的が達成されたのかなというのと、それと祝金の目的はもちろん、合併のときどういう目的でかなり努力されて残されたのかというところをお尋ねしたいと思います。

**○議長（牟田勝浩君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

これは大切な問題ですので、私からお答えをしたいと思います。

まず、山口裕子議員のお気持ちはよくわかります。この間に至っては、庁内でさまざまな

議論、激論がありました。これは後でお答えをしますけれども、タイミングについては相当な議論がありました。

まず、整合性の観点のお話が出ました。すなわち医療費の今回の充実、中学生まで延ばすという充実と出生祝金の支給廃止の整合性については、まず大きな意味でいうと、この2つというのは子育ての環境を整える、あるいは子どもたちがそれも含めて、とにかく健康で健やかに育てていただくということからすると、大きな意味での共通点があります。そういった意味で、私どもとすれば、何で今なのかということに関して言うと、要するに中学まで上げるとなると財源不足が生じます。財源不足が生じますので、どこかに財源を見つけなきゃいけない。そういった中で、より広い意味での関係性のある部分からこっちに持ってくるということが、スクラップ・アンド・ビルドの原則からすると、それが適当だというふうに判断をしたところであります。

もとより、この財源については、例えば福祉部門でも探してみました。あるいは道路の維持管理等でも探してみました。でも、すべて我々の行政でやっているところが、今、目いっぱいやって、しかも足りない状況になっている中で、やはり関係性の深いところから持ってくることを得ないということで、これについても議論に議論を重ねて、私どもとしてはこういった判断をしたものであります。

出生祝金の目的については、これは私も当時、合併協議会にかかわっていたわけではありませんので聞き取りをいたしましたところ、子どもさんの健やかな成長を願うとともに出産を奨励し、もって市勢の発展に資するという目的で、新生児の保護者の皆さん方に対し1万円の祝金を支給していたところであります。

この結果については、この事業については本来出生を祝福する祝金という性格のものであります。したがって、支給が1回限りでごくごく少額であるため、少子化対策の視点からは十分とは言えないと。要するにこれで出生率が伸びたかということになると、それは、これがすべてではありませんけれども、そういう結果というのはもともとこの施策からすると、やっぱり厳しいんじゃないかなというふうに思っております。

目的は達成されたのかということに関しては、これはもともと合併協議会のときに、これはやっぱり親御さんに対して出そうと。生まれてくる子どもたちを祝福するために出そうということで、本来の意味での行政的な目的が、そこで例えば数値目標とかあったわけじゃありませんので、これをもって達成されたかされていないかということについて、この場で申し上げることはちょっと厳しいものがあるだろうというふうに認識をしております。

なお、県内10市のうち、出生祝金を支給する制度があるのは本市のみでありますので、それも御理解をいただきたいと思っております。

最後になりますけれども、包括して御答弁申し上げますのは、先ほど申し上げましたとおり、山口裕子議員のお気持ちは重々わかります。ですが、私たちは財政難の折、しかも今回、

本当に子どもたちが中学校まで入院を延ばすといったことで、これは親御さんたちから物すごい強い希望がありました。これを踏まえた上で、全体として子育て政策に資するという観点から、こういった苦渋の決断をさせていただいたことについてはぜひ御理解をしていただければありがたいと、かように考えております。

○議長（牟田勝浩君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

こども部長、あるいは市長、あるいは4番議員の話を聞きながら、ふと思ったんです。というのは、皆さん方、御存じかと思えます。お母さんが、だんなと子どもが川でおぼれよった。どっちば助くっですか。だんなさんば助けんさっですか。あるいは自分の子どもを助けんさっですか。皆さん方どっちと思えますか。お母さんは子どもなんですよ。そがん世の中の甘かごたっないば、まちきつと黒岩議員も銭どんたまつとんさっかもわからん。

なぜかと言うと、なぜお母さんが子どもを助けるのか。これは自分のおなかを、自分の命を削りながら産んだ子どもだからなんです。それを考えるときに、この問題というのは果たしてそう簡単にできるのかな。

そして、もう1つ。くしくも今回の一般質問の中で老人クラブ、要するに敬老祝い金として、例えばタオル1本にしてもおめでとう、95まで、85まで、75まで生きて本当におめでとう。杉原議員もおっしゃったとおり、物すごい喜びんさっですもんね。しからば、これで質問です。そうであれば、今回の出生祝金にかわる何らかのお祝いをしてやってもいいんじゃないかと思えますけれども、その辺について質問をいたします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

確かに、これで出生祝金が1万円なくなってゼロにするという、これに対するマイナス効果というのははかり知れないものがあると思えます。これは金銭よりも感情の問題になると思えますので、たまたまどうしようかなと思っていたときに、これは牟田議長もお越しいただきましたけれども、夕張市の村上智彦先生の講演のときに、夕張市も同じ状況になったといったことで、どういうふうにされたかという、要するに生まれてきてくれてありがとうという、これは生まれた日なのか、それはちょっと——だと思っんですけれども、そこで首長名のメッセージをしているんだと、これが非常に喜ばれているということでありますので、先ほどのタオルの話もそうなんですけれども、ここはお金の問題もさることながら、気持ちの問題ということもありますので、生まれた際に何らかのメッセージを、私によれば、私から生まれてきてくれてありがとう、例えばえりかちゃんとか、そういう温かい言葉をきちんと親御さんにお渡しをしたいなというふうに思っております。

これももとより予算の措置が伴う話ですので、これについては3月議会でまた御議論を賜ればありがたいと、今そのように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第18 第87号議案

日程第18. 第87号議案 訴えの提起についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

第87号議案 訴えの提起について補足説明を申し上げます。

議案書の10ページでございます。

訴えの提起は、市営住宅家賃の滞納に伴う市営住宅の明け渡し及び家賃支払い等の請求であり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

相手方は、武雄市武雄町大字永島14800番地和田住宅68号の入居者で、連帯保証人は実の父親であります。平成14年8月26日から入居し、現在、独居で無職、家賃滞納額は70万9,700円、滞納月数62カ月となっております。

この者は平成23年3月ごろから所在不明となっており、連帯保証人を通じてもわかっておりません。これまで市といたしましても、本人及び連帯保証人に対し、家賃の支払い及び生活改善について再三要求をしまいましたが、連帯保証人から未納家賃の一部である10万円が納付されたのみで、全面的な解決には至らず、今回の措置となりました。

以上、補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第87号議案に対する質疑を開始いたします。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

たしか今、滞納62カ月と言われたと思いますけれども、お父さんが亡くなられてからどれくらいか、それはわからんですけれども、保証人がおって62カ月というのは、どこも一緒にすけれども、保証人を持っているから安心だということで、なかなか催促に行かないという考えがあるんですね。督促ですか。ひどく言えば、民間だったら2年も3年もしたら、すぐ明け渡しですね。それがいいとは限りませんが、やっぱりそういう仕方をしなければ、これは逆に私は保証人から聞いたんですけれども、1回保証人になっぎ、もう役所は取りも行かんと。50万も100万もたまると。どがんもされんという話も聞くんですね。

だから、それは前も一般質問の中で言ったと思いますけれども、62カ月で長いですね。だから、それをもっと事前に改善策を、1年過ぎたら、保証人も困りますしね。これはたまたまお父さんですけども、お父さんじゃなかったら絶対取りに行きますよね。例えば松尾初秋議員がしとったら取りに行くでしょう、62カ月。保証人は1回なったら困るとは言わんですけど、やっぱりそこは連絡をとりながら長期にならないようにすべきだったと思いますけど、その措置はどうされたんでしょうか。

○議長（牟田勝浩君）

石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

今の御質問は督促、催促等はどうしたのかということでございます。

62カ月という――実際申し上げますと、平成17年の12月から現在まで72カ月になりますけれども、このうち10万円を連帯保証人からいただきましたので、家賃に充てて62カ月となっております。本人に対して再三要求はするわけですけども、そのときは、例えば内金といって数万やられるわけです。そういうことが繰り返しになって、なかなか踏み込めなかったというのが現実でございます。

したがいまして、今後につきましてはそういうことがないように、やはり連帯保証人と常に連絡をとりながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（牟田勝浩君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

それは失礼しました。努力されておったですね。私はたまたま建てかえで、そういうところで出てきたのかと心配で聞いたんですけど、それは努力は努力でしながら、内金なんかで結果的に62カ月たまったということですね。はい、わかりました。

○議長（牟田勝浩君）

22番松尾初秋議員

○22番（松尾初秋君）〔登壇〕

ちょっとお尋ねしたいんですけども、これは和田団地が今度建てかえになるわけですね。そいけん、今度、訴訟ば起こしよんさつとかなと思うとっわけですよ。その辺がどがんか、まずそこんところを聞いたかばってん。

大体言いたかとはね、結局、ほかにもこがん事案がいっぱいあつと思うわけですよ。今回1個だけ起こさんで、何個か一緒にあわせれば、訴訟費用も安う済むっちゃなかかなというところが前提にあるけんですよ、まずこれは建てかえがあっけんこそしよんさつとか、その辺からちょっと聞いたかとばってん。

○議長（牟田勝浩君）

石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

議員御指摘のとおり、建てかえが間近に控えているということも1つの原因でございます。なお、現在、高額的な滞納者が十数名おられます。この件は以前からも議員の皆さん方から大分御指摘いただいております。過去さかのぼりますと、平成14年の2月に3名の方をこういうことで措置しております。そういうこともありましたので、今後につきましては、積極的にやはりこういう形で動いていくということを考えております。

○議長（牟田勝浩君）

22番松尾初秋議員

○22番（松尾初秋君）〔登壇〕

そいぎ、今回、十数人おんさって今答弁がありましたけれども、私は経費的に考えよるわけですね。一緒に訴訟を起こしたほうが安かったっちゃなかかなと思うとばってん、今回、ほかの人を何で一緒に起こさんやったとか、その辺だけちょっと聞きたかですけど。その違いですね。

○議長（牟田勝浩君）

石橋まちづくり部長

○石橋まちづくり部長〔登壇〕

今回、今御指摘がありましたように、当面そういうことが、後を控えておりましたけれども、今回につきましては、和田住宅の改築にどうしても間に合わせたいということで行った措置でございます。

○議長（牟田勝浩君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第19 第88号議案

日程第19. 第88号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第6回）を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第88号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算では、9月補正後に生じた事由により、早急に対応が必要となったものや事業費の確定等に伴い、予算の調整が必要となったものについて所要の額を計上いたしております。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ1億1,814万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ229億2,699万5,000円とするものでございます。

第2条で繰越明許費の設定、第3条で地方債の補正をお願いいたしております。

予算書5ページの第2表 繰越明許費では、山内保育園園舎等改築事業の年度内完了が見込めないため、繰越明許費の設定をお願いいたしております。

予算書6ページ、7ページにかけて、第2表 地方債補正のとおり、追加と変更をお願いするものでございます。

地方債の追加では、武雄市過疎地域自立促進特別事業基金の積み立て財源となる過疎対策事業債の追加に伴うものでございます。

地方債の変更では、災害復旧事業費等の事業費の変更に伴う借り入れ限度額の変更をお願いいたしております。

それでは、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

補正予算説明書(10)ページをごらんください。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、3目. 老人福祉費では、託老所などの利用者の安全確保のため、防火上必要な間仕切りやスプリンクラー等の整備に対する補助金をお願いいたしております。

(11)ページの2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費では、朝日児童クラブの利用児童の増加に伴い、施設改修による安全で円滑なクラブ運営ができる環境整備を行うことといたしております。

(13)ページをごらんください。

6款. 農林業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費では、農林業等への被害対策として、イノシシ等の捕獲活動を行う実施隊の設置に要する経費をお願いいたしております。

5目. 農地費では、東川登町中山ため池の新幹線鉄道工事に伴うため池改修工事に係る測量及び地質調査に要する経費などをお願いいたしております。

(16)ページをごらんください。

9款. 消防費、1項. 消防費、2目. 非常備消防費では、東日本大震災による殉職消防団員の遺族補償の不足額に対する追加負担金をお願いいたしております。

(17)ページの11款. 災害復旧費、1項. 農林施設災害復旧費及び2項. 土木施設災害復旧費では、8月の豪雨で被災した農地、農業用施設、公共土木施設の災害の復旧を行うことにいたしております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、これらを賄う財源として、地方交付税5,245万7,000円、分担金及び負担金354万8,000円、県支出金1億43万6,000円、繰入金363万4,000円、諸収入2,288万6,000円、市債6,360万円を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牟田勝浩君）

第88号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

歳出の総務費の(9)ページの積立金の3,500万円、武雄市過疎地域自立促進特別事業基金積立金、これは以前3,500万円、同額がさらにまた積み立てられておりますが、内容について総務委員会に付託の案件ですので、内容の説明とこれからの見通しについても御報告、説明いただければと思います。

○議長（牟田勝浩君）

山田つながる部長

○山田つながる部長〔登壇〕

御質問の武雄市過疎地域自立促進特別事業基金積立金ですけれども、これにつきましては昨年度も申し上げたと思いますけれども、ソフト事業として武雄市が計画している部分で使うということで積み立てを行うものでございます。

○議長（牟田勝浩君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

ソフト事業と今言われておりますけれども、だから中身について……。

○議長（牟田勝浩君）

山田つながる部長

○山田つながる部長〔登壇〕

これにつきましては、武雄市全体が潤うような形で、北方町が対象地域ですので、そこで活用するというところで考えている部分でございます。具体的な中身につきましては、実際使うようになったときに再度御報告させていただきたいと思っております。

○議長（牟田勝浩君）

ほかにございませんか。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

そんな中身でいいんですか。もっと具体的な中身含めて御説明をお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

山田つながる部長

○山田つながる部長〔登壇〕

同じ回答で申しわけありませんけれども、基金として積み立てて、有効に活用させていただくということで前年度もお願いしておりましたので、今年度もそういうことでお願いをしたいと思っております。

**○議長（牟田勝浩君）**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、分割区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

**日程第20 第89号議案**

日程第20. 第89号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。古賀くらし部長

**○古賀くらし部長〔登壇〕**

第89号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）の補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,163万3,000円を追加するものであります。

歳入では、国民健康保険税の増額と保険給付費の伸びによる退職者医療制度に係る療養給付費交付金、高額療養費に係る国庫支出金及び共同事業交付金の増額を見込んでおります。

歳出では、退職者医療制度被保険者の伸びによる給付費と高額療養費の増加による増額、高額レセプトの増加による共同事業拠出金の増額補正というふうになっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（牟田勝浩君）**

第89号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

**日程第21 第90号議案**

日程第21. 第90号議案 平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

**○石橋まちづくり部長〔登壇〕**

第90号議案 平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、落雷に伴います工事請負費の増額と接続の伸びに伴う役務費の増額をお願

いするものでございます。

予算書2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ725万円を増額し、歳入歳出それぞれ7億1,187万7,000円と定めるものでございます。

内容につきまして、予算説明書(4)ページ、歳出でございます。

1款1項2目、施設管理費、12節、役務費は、農業集落排水事業の接続の延びに伴い、汚泥引き抜き手数料が不足を生じるため増額補正をお願いするものでございます。

15節の工事請負費は、本年7月11日の落雷により、立野川内浄化センター及び三間坂地区ポンプ操作盤に故障が生じ、緊急に対応が必要であったため、既決予算から修繕工事を発注したところでございますが、これについて増額補正をお願いするものでございます。

予算説明書(3)ページの歳入でございますが、さきに申しました施設管理費の増額に伴い、3款1項1目、一般会計繰入金を増額しております。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（牟田勝浩君）

第90号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第22 第91号議案

日程第22、第91号議案 平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。石橋まちづくり部長

#### ○石橋まちづくり部長〔登壇〕

第91号議案 平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は戸別浄化槽事業の国費の年度間調整に伴います国庫補助金の減額と繰越金の確定による歳入予算の補正をお願いするものでございます。

予算書2ページの第1表は、国庫補助金を減額し、それに合わせて市債を増額、また繰越金確定による増額分を繰入金の減額にて調整し、歳入総額といたしましては変更ございません。

次に、予算書3ページの第2表 地方債補正でございますが、国庫補助金の減額に伴い、地方債の限度額を増額するものでございます。

予算書(2)ページ、歳入、3款1項1目、浄化槽整備事業国庫補助金でございますが、平成22年度の事業計画では150基を予定し、国費を受け入れておりましたが、実績で128基となったため、差額の1,421万8,000円については年度間調整とし、今回減額補正をお願いするも

のでございます。これに合わせまして、7款1項1目、戸別浄化槽整備事業債を増額補正しております。

5款1項1目、繰越金は、前年度繰越金の確定に伴う増、それに伴い4款1項1目、一般会計繰入金を減額補正いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（牟田勝浩君）**

第91号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

**日程第23 第92号議案**

日程第23、第92号議案 平成23年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。森営業部長

**○森営業部長〔登壇〕**

第92号議案 平成23年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ24億7,314万7,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ122億6,534万7,000円とするものであります。

内容について説明を申し上げます。

予算説明書の(3)ページをお願いします。

歳入では、1款1項2目の車券発売金で、本年4月に開催しました共同通信社杯の車券売り上げが伸び悩み、今後の車券発売金の見込みと合わせまして28億円を減額するものであります。

3款1項1目、繰越金では、前年度繰越金の額が確定しましたので、3億2,685万3,000円を計上しております。

次に、(4)ページをお願いします。

歳出では、1款2項1目、競輪開催費で車券売上金減に伴う13節、委託料、19節、負担金補助及び交付金、22節、補償補填及び賠償金など、27億1,012万9,000円を減額しております。

3款1項1目、予備費ですが、歳入歳出の調整を行い、2億3,698万2,000円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（牟田勝浩君）**

第92号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

ここで議事の都合上、暫時休憩いたします。

〔牟田議長、杉原議員退席〕

休 憩 11時15分

再 開 11時16分

#### ○副議長（小池一哉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第24～第29 第93号議案～第98号議案

日程第24. 第93号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定についてから日程第29. 第98号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定についてまでの6議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

#### ○角政策部長〔登壇〕

第93号議案から第98号議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定に関する議案でございますので、一括して御説明申し上げます。

議案集（その2）、1ページから7ページまでをごらんください。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法及び本市条例の定めるところにより、平成24年3月31日までに指定管理期間の終了となる7施設について、新たな指定管理者の選定を行うことになりました。

地域と密接にかかわりがあり、現在、適切に運営されていることなど、施設の性格等を考慮し、設置目的を効率的に達成することができる団体で運営されている体育施設などの6施設については、市条例第5条第1項第1号の規定により、指定管理者候補者を非公募といたしました。残る眉山キャンプ場につきましては、業務実態が施設の物的管理、利用申込受け付け等の軽易な業務が中心であることや利用者が限定的であることなど、指定管理者制度の導入効果が認められないことから直営といたしております。

6施設の団体につきまして、庁内の選考委員会により審査し、すべての団体が指定管理者として適切であると判断いたしましたので、今回、6施設についての指定管理者の指定に関する議案を提案するものでございます。

選考委員会において選考いたしました指定管理者候補者は、体育施設につきましては武雄市体育協会、勤労者福祉会館につきましては武雄市勤労者福祉協議会、川古の大楠公園につきましては若木町振興協議会、竹古場キルンの森公園につきましては竹古場キルンの森公園

運営協議会、矢筈ダム広場につきましては西川登町づくり推進協議会、特産品等展示販売飲食施設につきましては黒髪の里運営協議会でございます。

指定の期間につきましては、すべて平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間といたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

**○副議長（小池一哉君）**

第93号議案から第98号議案までの6議案に対する一括質疑を開始いたします。

19番山口昌宏議員

**○19番（山口昌宏君）〔登壇〕**

第93号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定についてという項について質問をしたいと思っております。

本来なら指定管理者のトップと行政のトップは、やっぱり意思疎通が大事だと思うわけですね。そういう中で、今回の体育施設のトップというのと必ずしも意思の疎通ができていのかという懸念があるわけです。そういう中で、指定管理の相手の選定をする上でも、やっぱり行政としてこうこうだからというような方向性を持ってしてもらいたいと思っておりますけれども、その点について質問をします。

**○副議長（小池一哉君）**

樋渡市長

**○樋渡市長〔登壇〕**

ちょっとこれほど難しい質問は今までなかったですね。それこそ、ぜひこれは委員会でまたちょっと広範な御審議をしていただければ——ちょっとこれはさすがに準備なくして答弁はやっぱりできませんよ。ですので、委員会で私どもとしては誠心誠意答えるようにいたしますので、その際にまた厳しい御質問等を賜ればありがたいと思っております。

〔19番「福祉文教、よろしく申し上げます」〕

**○副議長（小池一哉君）**

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第93号議案は福祉文教常任委員会に、第94号議案から第96号議案までと第98号議案は産業経済常任委員会に、第97号議案は建設常任委員会にそれぞれ付託をいたします。

**日程第30 第99号議案**

日程第30. 第99号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第7回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

**○角政策部長〔登壇〕**

第99号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算（第7回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、先ほど御審議をお願いいたしました指定管理者の指定に伴い、指定管理料について債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の債務負担行為の補正につきましては、2ページの第1表のとおり、平成24年度から平成26年度までの体育施設などの指定管理料について債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○副議長（小池一哉君）**

第99号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分についてはお手元に配付の区分表のとおりでございます。

〔杉原議員戻席〕

**日程第31 意見書第6号**

日程第31. 意見書第6号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。6番松尾陽輔議員

**○6番（松尾陽輔君）〔登壇〕**

意見書第6号 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

臨時国会は、重要法案を積み残したまま先週の9日に閉会をいたしました。震災復興や経済対策が急がれる中で、最後まで政府・与党には決断力、実行力が欠けているとしか言わざるを得ません。

今回の意見書の中身についても、国民の安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、各自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対し、支援が行われてきましたが、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了をいたします。

特に、今から申し上げます基金については、多くの関係者から事業の継続を求める意見が上がって、やっと一昨日でしたか、政府は1年間の延長を検討しているようであります。特

に、今から申し上げる一つに、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金については武雄市も実施しておりますが、地方自治体における各種ワクチン接種事業を財政支援する基金であり、予防接種法の対象疾病に位置づける法改正が実現するまで継続していくべきであります。

また、一昨日も保育所の運営について一般質問も出ておりましたが、保育所や放課後児童クラブなど、整備を後押しする安心こども基金及び妊婦健康診査支援基金についても政府は新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしておりますが、いまだに中身が明らかになっておらず、当面はこの基金事業の継続による支援を強く求めるものであります。

さらに、介護職員処遇改善等臨時特例基金及び障害者自立支援対策臨時特例基金についても同様で、今年度末で予算措置はされているが、今後の方向性が全く見えておらず、来年度以降も基金継続によって柔軟な支援をすべきであり、このことは国民生活の安心と向上を図る上で、こうした基金及び基金事業については継続するよう政府に強く求めるものであり、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、提出者の趣旨説明とさせていただきます。

以上でございます。

#### ○副議長（小池一哉君）

意見書第6号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第32 意見書第7号

日程第32. 意見書第7号 放射線による被害対策の早期実施を求める意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。3番上田議員

#### ○3番（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。意見書第7号 放射線による被害対策の早期実施を求める意見書（案）の提出者の趣旨説明をさせていただきます。

先ほどの6番議員の趣旨説明にもありましたように、今、国の決断力、実行力が乏しいという中で、もう皆さんも御存じだと思いますが、本当に今被災地は苦しんでおられます。

平成23年3月11日に東日本を襲った未曾有の被害をもたらした地震により、多くの人命や財産が失われ、いまだに平常の生活を取り戻せない被災者も多い。中でも、この地震により発生した福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射性物質の影響はより深刻で、福島県を中心に広範囲に広がっており、その対策は長期化するおそれがあります。人体への影響はもちろんのこと、農畜林水産物への影響も心配される中、風評被害は既に現実のもの

なっております。

昨今では、不確実なものも含め、さまざまな情報が錯綜し、何が正しい情報なのかわからず、将来への不安を一層募らせている被災地域の方々も多くいらっしゃいます。

こうした方々が今後も安心してこの国で暮らしていけるように、国の責任において早急な対策の実施を求めているものでございます。

よって、下記の対策について早期に実施するよう強く要望するものでございます。

1、人体や農畜林水産物への影響について、科学に基づいた基準値を国としてしっかりと定め、広く国民に周知すること。特に、子どもへの影響については根拠ある基準値を明確にすること。

2、天気や風向きによって数値が目まぐるしく変化する放射線量について、場所や時間を変えて、きめ細かく測定し、そうして得られた測定値を判断基準として避難勧奨等を実施すること。

3、避難勧奨等を実施する場合は、福島第一原子力発電所からの距離や行政境などで一律に線引きをせず、放射線の影響の大小で実施すること。

4、農畜林水産物について、福島県産として一くくりにせず、細かく産地表示するなどして、福島県内でも放射線の影響の少ない地域の産業を風評被害から守ること。

5、補償や賠償に当たっては、その対象人数や世帯を勘案して絞ることをせず、実際に被害に遭われた被災地域の方々を対象とすること。

6、被災者の不安の声に真摯に耳を傾け、粘り強く最後まであきらめずに除染等の対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

以上で提出者の趣旨説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

#### ○副議長（小池一哉君）

意見書第7号に対する質疑を開始いたします。

23番黒岩議員

#### ○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

二、三わからないので、質問いたしますけれども、まず第1番目の子どもへの影響ですね、この基準値、これは子どもの影響となる場合はシーベルトですよ。そういう考え方があって、第2項目の放射線量についてと書いてありますけれども、放射線量をきめ細かく測定して、そして避難勧奨というのは、これはおかしかと思うんですよ。福島原発、あれだけ広範囲なものに対して確実に測定するというのが福島でも結局——私、一般質問でもしましたけれども、モニター用品の被曝とかいろんなことが起こったんですね。

だから、きょうだったですか、大川小学校が出ていましたね。大川小学校というのは、津波から逃げ損なったところですよ。御存じでしょう。避難場所だったために逃げ損なった

んですよ。子どもが74名死んだですよ。あれは、津波のときの避難場所が大川小学校だった。みずから逃げにやいかんの、30分おくれたんですよ。そのため、30分後に逃げ出して被害に遭ったんですね。

放射線もまさにそうですよね。これは私が一般質問で一番言いよるところですけども、結局、伊万里から武雄まで逃げてくる。武雄は北方やったですけども、スポーツセンターが避難受け入れ所ですね、みずから逃げにやいかんというときに、実測ということになれば、きめ細かく測定してからは間に合わないでしょうということですね。だから、普通は予想で逃げるんですよ。

それから、第3項目で放射線の影響の大小ということは、これがちょっと一番分かれるところですよ。だから、チェルノブイリは148万ベクレルで逃げたように、とにかく飛行機を飛ばして、無人機でもいいから飛ばして、全体を見て逃がすというやり方をしなければ、これは被曝するんじゃないかと思うんですね。

それと、除染ということは非常にいいですけどね、どういう言葉を使っていいかわかりませんが、私に言わせれば、放射能の除染というのはできないんですよ。拡散させるか、1カ所に寄せるかして、そこだけ逃げるだけですからね。だから、この除染という言葉で、今やられているところ、屋根を掃除して、それは結局は中和しない限りは水に漏れて海に行くんですよ。だから、この除染というのが言葉はいいですけども、こういうことではかえって本質を見失う意見書だと思いますけど、いかがでしょうか。

**○副議長（小池一哉君）**

3番上田議員

**○3番（上田雄一君）〔登壇〕**

すみません、たくさん御質問をいただいております、私のほうで全部メモできたかどうか、ちょっとわかりませんが、まず1点目の子どもに対する影響というところですね。先般の瓦れき撤去がいろいろ議論を呼んだときにも、ちょっと耳にした言葉が、放射能汚染というところを気にされている意見が多々ありまして、その中でも、自分たちはまだいいと。自分たちはいいけど、やはり子どもたちが心配だというような声をたくさん聞きまして、そういう中で、やはり今一番求められているのは、子どもたちに対する基準というところを多々耳にするものですから、このような記載になったところでございます。

大川小学校の避難の部類ですね。そこについてはですね——それと、細かく測定してというところ、全体的にあれなんですけど、黒岩議員の質問を聞いていて、私もそういうふうな納得の仕方をちよとしておったものですから、風向きによって放射能が影響するような図を利用されて質問されていたかと思いますが、それを見ながら、質問を聞きながら、ちよとすみません、私はそういう理解をしておるところでございました。

それと、除染につきましては、中和するような方法等々もいろいろあるかと思ひますけれ

ども、今現在、報道等を見ている限りにおいては、除染した土を外して、それをまた土のう袋に入れたりとか屋根を洗浄したりとか、そのような汚染されているような木、草関係は集められて、土のう袋等に処理をされているようですけども、じゃあ、それでいいのかとなると、ちょっと私もそこには疑問を持つわけでございます。そういうところの対策もしっかりぜひ国としてもやっていただきたいなという思いから、このようなことになっているということでございます。

○副議長（小池一哉君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

少し酷かわかりませんが、明確に言うておきますが、基準値は決まっているんですよ。

〔3番「はい」〕

決めろじゃなくて。

〔3番「はい、はい」〕

政府が守らないだけです。1ミリシーベルト以下となっているわけですから——0.05とかね。これはなぜ決まっているかという、働く人たちがおるから決まっていたんですよ。働く人が年間20ミリシーベルトまでですよ、これを子どもたちにも当てはめたと。大変なことをしておる。それは暫定のためにしておるんですね。基準はあるんですよ。守らないだけですよね。

それと、放射線量ということをやむやになりますけど、やっぱり放射性物質からの逃げということを知っておかなければね。放射性物質から逃げるんですよ。それが出しますからね。その除染ができないというのは、結局、この前、プルサーマルも一緒ですけども、再処理工場を2002年にやめましたね。だから、御存じだと思いますけど、原発はトイレのないマンションと言われている。放射性物質の処理ができないんですよ。だから、市長は拡散にならないように、その放射性物質を持ってこないということなんです。

例えば、1キロ8,000ベクレルという目安があるばってんが、けさ東京で問題になっておったでしょう。芝生の上にシートを敷いておって、6万ベクレルですか。なぜ出たかと。簡単な話ですよ。校庭に広げておる。そこに落ちておるとですよ。そのシートを1カ所に集めたから、1キロ8,000ベクレルだったら10キロは8万ベクレルですよ、1カ所に集めれば。だから、いろいろ考えなくていい。物があると思えばいいんですよ。だから、除染といえば、屋根にあるのを流してよそにやるだけ、弱いところに行くだけです。（「そうですね」と呼ぶ者あり）だから、むしろ市長が言うように、拡散せずに、1カ所に集めるべきだという考えが本当ですからね。除染もばらまくんじゃないでね。

ということですから、これはもう少し文言を考えておった方がいいと思うんですよ。気持

ちは今わかりました。

だから、5ミリシーベルト以上は立入禁止とか、ちゃんと法律がありますから、国は早く原点を守るべきだと、厳格に守れという話はやっぱり入れるべきでしょうね、基準値はありますからね。そして、改めて、それを超える法律をつくるべきだと思うんですね。

それから、きめ細かく測定している暇はないとですよ。これをこの前の11月20日のときに、玄海原発でスピーディは当てにならんから、きめ細かくするというので県は毎年60人のモニターを入れるようにしたわけでしょう。その人たちが被曝するとですよ。まず予想で逃げる。そして、線量によって戻るか戻らんかしていかにやいかんということね、物質の飛び方でね、ということなんですよ。それは私の考えですよ。

それから、避難ですよ、3番です。これはいいことだと思うんですけどね。だから、放射線物質の飛び方で、チェルノブイリをもうちょっと研究されたら違うんじゃないかなと思うんですけどね、という意見を言っておきます。

**○副議長（小池一哉君）**

12番吉川議員

**○12番（吉川里己君）〔登壇〕**

これは政府のほうに出されるわけでありましてけれども、あくまでも武雄市議会として出すわけですよ。このタイトルを見れば、放射線による被害対策の早期実施、これはやはり国の責任として当たり前話なんですよ。じゃあ、武雄市議会としてどうなのかといったときに、東北地方の切実なる問題もあるかと思えます。そのことよりも、武雄市として見ればどうかと見たときに、今回の瓦れきの受け入れにしても、結局あれも風評被害なんですよ。放射線を何も帯びていないものを受け入れるんだということの提案をしようとして、それがやはり風評被害でそういうことの対応が協力できない。だから、武雄市に即したものとするためには、この細かい中身よりも、放射線による風評被害、これを国は抑えんかと、武雄市はそれを要求すると、そういうふうにしないと、この文面やったら、全国どこからでも出てきますよね。だから、僕はその風評被害をもうちょっと強調した内容にすべきではなかったかなというふうに思いますけど、その辺はどうですか。

**○副議長（小池一哉君）**

3番上田議員

**○3番（上田雄一君）〔登壇〕**

ありがとうございます。風評被害、もうおっしゃるとおりですね、この瓦れきの件も本当に風評被害だと思うんですよ。

その中でも、ちょっと今4番のところに一応入れておるんですけど、やはりあくまでも何でもかんでもが放射線というような感じの今の風評被害を、とにかくそれを守ってくれと、その対策を講じてくれという強い国への要望というつもりで記載しております。

○副議長（小池一哉君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第33 請願第5号

日程第33. 請願第5号 玄海原発の「やらせ問題」と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

請願第5号 玄海原発の「やらせ問題」と原発撤退に関する県知事への意見書採択を求める請願を紹介議員として説明を申し上げます。

請願者は、武雄市武雄町富岡9615、原発知ろう会代表猿渡メリー氏となっています。

今回のこの請願の趣旨につきましては、請願項目が5項目ございます。

第1は、知事はこの間の一連の説明会などでの「やらせメール」に対し、佐賀県でも内部調査で終わらせるのではなく、第三者委員会を設置し、事実を明らかにすること、責任を明確にすること。

2、玄海原発3号機のプルサーマルは非常に危険で、県民世論にも反するので、絶対再稼働を認めないこと。

3、老朽化した1号機は、直ちに廃炉にすること。

4、2号機、4号機の原発は、期限を決めて撤退することを明確にすること。

5、自然エネルギーなどへの転換を早急に取り組むこと。

これを含む県知事への意見書（案）として添付させていただいております。御審議をいただきたいと思っております。

今回の請願を紹介するに当たって、私が紹介しているわけではありますが、今回、県民や市民の皆さんが一番不安に思っているのは九州電力のこの間の経営陣の対応ではないでしょうか。特に、九州電力がお願いをした第三者委員会、その最終報告が出されました。ここで事実認定の最大の問題として、第三者委員会が報告されているのは、知事発言が賛成投稿要請の発端と事実認定をされております。ところが、九州電力は、知事発言ではなく、真意と異なるメモが発端だとあり、知事発言は発端ではないと言われております。

そういう意味で、この請願項目にあります趣意書の第1番目でございますが、そうした県民、市民の不安を取り除くためにも、請願項目第1は絶対に県知事として取り組むべき課題ではないかと考えておる次第であります。2、3、4、5につきましては、さらにさきの9月議会でもこの請願者の原発知ろう会代表からも提出されておりました、重複いたしますが、

あわせて趣旨の提案にかえさせていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（小池一哉君）

請願第5号に対する質疑を開始いたします。

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

2点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、やらせメールについての話なんでしょうけれども、きょうの新聞だったですかね、県議会でもっと慎重審議をしなければいけないということで先になっておりますけれども、出す意味がそれであるのかという点と、請願の項目の中の5番目、自然エネルギーなどへの転換を早急に取り組むということで、老婆心ながら、原発知ろう会の代表猿渡メリーさんとか紹介議員の江原一雄議員とか平野邦夫議員、この方たちは再生可能な自然エネルギーの、例えば、太陽光発電の施設を取りつけておられるのかどうか、その辺についてお尋ねをします。

○副議長（小池一哉君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

きょうの新聞報道でも県議会の慎重審議ということで、参考人招致で一番肝心な方が仕事で出席できない旨を申し述べたということで越年の取り組みをするという、県議会原子力安全対策等特別委員会として本12月議会で結論をということだったけれども、年を越すという報道がされているのは私も承知しています。だから、武雄市議会として出す意味があるのかと言われましたけれども、山口議員はそうおっしゃりますが、原発知ろう会の代表猿渡メリー氏の請願でございますので、私はそれを紹介しております。私がここで意味がないという回答はできません。（発言する者あり）ではないでしょうか。

私は、そういう意味では、別に私の個人的見解とするなら、一議員として考えるならば、まさに県議会は武雄市から議員が2人選出をされております。紛れもなく武雄市民が選んだ県議会議員の方々でございます。そういう意味では、市民の声を届けるのが至極当然ではないでしょうか。そういう意味では、市民の声を代弁している私たち武雄市議会議員としても、また武雄市議会としても同じ一連の問題として慎重に考えて取り組むべき課題ではないかと思えます。

2つ目には、自然エネルギーに取り組む課題について、直接、請願者と私個人に対して言われておりますが、当然それはお互いこれから自然エネルギー、すべての国民や企業も、あるいは地方公共団体にしても、本当に国民こぞってそうした自然エネルギーの再生エネルギー、先ほど私は月曜日の一般質問でも申し上げましたが、いわゆる自然再生エネルギーの環

境庁の発表しておりました、いわゆる20億キロワットという、そうしたポテンシャルがあると。そういう意味では、真剣にみずからのエネルギーも、あるいは食料にしても、本当に地産地消を真剣になって取り組むと、そういう課題が求められてきているというふうに認識しております。

ただ、請願者の方については知りませんが、平野、江原、私につきましては、太陽光発電はまだその域に――設置をいたしておりません。

以上です。

○副議長（小池一哉君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

例えば、請願文書表という形で出ている以上、そして紹介議員として名を連ねている以上は、納得ずくで請願者の紹介議員としてなられたものと我々は理解をしております。そういう中で「私は、猿渡メリーさんのことはわかりません」、それで紹介議員になれるのかなどというのが一つ。

それと、5番目も自然エネルギーなどへの転換を早急に取り組むと、これに書いてあります。早急に取り組むのであれば、まだ私たちではちょっと弱いのではないか。その辺について、再度御答弁願います。

○副議長（小池一哉君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

山口議員がおっしゃっていることが半分わかりません。この請願の趣旨を私が書いたわけではありません。

〔19番「いや、だから、中身をわかって紹介議員になろうもん」〕

私は、この請願趣旨に基づいて紹介し、武雄市議会としての意思を表明すると、そういう国民の請願権に基づく行使をされているわけですから、それにかわって、私はここで説明しております。

ですから、先ほど出す意味があるのかどうかと言われましたが、私は個人的見解として、今言ったように意味はあります。

納得していないのに何で紹介議員になったかと言われておりますが、ここに書かれているものについては、勉強不足かもしれませんが、納得した範囲でお答えをさせていただいております。

自然エネルギーなどへの転換を早急に取り組むということにつきましては、これは県議会、いわゆる県知事に対して自然エネルギーなどへの転換を早急に取り組むことという要望事項でございます。その辺を御理解いただきたいと思います。

○副議長（小池一哉君）

19番山口昌宏議員

〔24番「議長、市長に注意せんね。ちゃんと論議しておるのに、市長がそこできいろ言うちやいかんよ」〕（「そうそう」と呼ぶ者あり）

〔24番「注意しなさいよ」〕

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

谷口議員、質問者は私です。

〔24番「はい、聞きよる」〕

聞きよるですか。私がなぜその点について江原議員に質問をしたかという、江原議員は「私は、猿渡メリーさんではありませんので、わかりません」という言い方をされました。わからない人が紹介議員になったということだったから、私は質問したわけです。再度答弁を求めます。

○副議長（小池一哉君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

言葉足らずかもしれませんが、出す意味がないということについては、請願者として出す意味があると。そして、市議会で議論してほしい。私自身も、この中身について賛同をし、紹介をしているわけですから、今議会の中で十分審議をし、意見書を採択していただきたいと、趣旨の説明を申し上げさせていただきました。

以上です。

○副議長（小池一哉君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

全く話がかみ合わんとですよね。今、紹介議員に江原議員がなられているというふうなことで、まずこの紹介議員のスタンスが全くわからない。脱原発なのか、反原発なのか、その辺をやっぴりはっきりした上で言わないと、全く意味が通じらんとですよね。まず、紹介議員としての自分の認識を教えてください。

○副議長（小池一哉君）

ここでお諮りします。間もなく12時となりますが、引き続き審議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

今の吉川議員の質問ですけれど、話がかみ合わないと言われておりますけれども、

〔12番「脱原発か、反原発か」〕

私は、話がかみ合っていると思いますよ。おまけに、脱原発か、反原発かの私自身の認識を問われておりますが、この質問を浴びせられておりますけれど、私は一般質問を月曜日にいたしましたよね。吉川議員、聞いていただいたですか。（発言する者あり）

私は、脱原発か、反原発かの認識をと言われておりますけれど、脱原発と反原発の認識というよりも、やはりこの間の本当に約40年、半世紀近い日本の原子力政策の中で、原子力村を中心とした、報道でもされております、この安全神話の問題について一般質問でも市長に認識をお尋ねし、この安全神話を脱却して、また今新しい安全神話がまた歩み始めようとしておりますが、本当にこの安全神話に対して、やっぱり乗り越えて、そして日本の政治や暮らしにすべて原発ゼロの日本を築いていきたいと思います。国民の討論と議論の中でそういう質問をいたしました経緯もあります。御承知のとおりだと思います。（「赤か白か……」と呼ぶ者あり）

そういう意味では、例えば、今度、玄海原発1号機から4号機ありますよね。今、残っているのが4号機がことし25日……（「議長、ずれとるけんが、あなた赤か白かという話ばさせてよ」と呼ぶ者あり）いや、私が説明しているんですから。そしたら、質問しなさんなよ。（発言する者あり）いや、質問者じゃなくて、他の人がわあわあ言いよるじゃないですか。議長、どがんかしてください。言われませんよ。

○副議長（小池一哉君）

江原議員、白か黒かと答えられたとやけんが。

○26番（江原一雄君）（続）

いや、それは私が答弁しているんですから、ああだ、こうだ言うのがおかしいんじゃないですか。（「質問者が赤か白かと言いつとですたい。どっちかと言えと」と呼ぶ者あり）いや、それは……（「そいぎもう答えられんなら、よかよか」と呼ぶ者あり）

○副議長（小池一哉君）

よかよか。質問に答えてください。

○26番（江原一雄君）（続）

いや、だから、ああいう私語があるけん。

○副議長（小池一哉君）

私語はやめてください。（「どっちかと聞きよるだけけん、議長、そこを精査してくださいよ」と呼ぶ者あり）

○26番（江原一雄君）（続）

いや、私は脱原発か、反原発か、原発ゼロの日本を築いていきたいと思います、紛れもなく脱原発、反原発ですよ。（「それでよかたい」と呼ぶ者あり）はっきりしているから。と同時に、私は今の玄海原子力発電所が1号機から4号機までありますよ。25日にはこれがとまる

んですよ。そうすると、九州内の原子力発電所は全部とまるんですよ。だからこそ、県全体、あるいは地方公共団体、市民も含めて、こうした自然エネルギーの転換を早急に取り組むということは当然求められてきますし、それぞれの持ち場で努力する、紛れもない請願の趣旨に合致しているのではないのでしょうか。

以上です。

○副議長（小池一哉君）

12番吉川議員

○12番（吉川里己君）〔登壇〕

紹介者は、反原発というふうに言われました。この意見書案では、2号機、4号機については期日を決めて撤退することを明確にすること。直ちにじゃないですもんね。紹介議員の江原議員は反原発。反原発ということは即時撤退ですよ。ただ、この意見書を要求された請願者の方の意向と今の紹介者の意向は違いますよね。このことに対して、非常に矛盾を感じるんですけど、どうでしょうか。

○副議長（小池一哉君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

はっきり言いますと、もう私はその質問はやばな質問と思いますよ。

以上です。

○副議長（小池一哉君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

やばな質問という答えは、私はこれに賛成した人間として非常に困るのは、この文言というのはあくまで脱原発なんですよ。反原発というのは、核兵器はだめだけど、平和利用はあり得ると言うてきたどこかの党が、最近は変わったところもありますけれども、昔から核と人類は共存できないという団体もあるんですよ。そういう中で、今、機運が高まっているのは、市長も一緒ですけども、やはり原発依存をやめていこうと。だから、あなたの主張はどっちでもいいですけども、中身が違いますからね。

だから、これは脱原発の文書だと今吉川議員は言うたと思うんですよ。原発をやめていこうというような意味での文言であれば、文言を訂正したりいろいろできますけれども、反原発だということになれば、文言措置が変わっていきますので、重大なことです。そこは江原議員の勘違いじゃなかでしょうか。

○副議長（小池一哉君）

26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

いわゆる黒岩議員が核兵器と平和利用の問題を言われましたけれども、私は核兵器廃絶は人類の課題だと思います。と同時に、原子力の平和利用というのは、私はテレビ報道でもそうですけれども、原子力政策を日本に導入するときに、いわゆる原子力委員会というのがつくられて、その中に湯川秀樹博士がいわゆる議論に参加されて、でも日本は未熟だということで、もう結局その原子力委員会から撤退された。あの放映を見まして、ああ、やっぱり専門家、物理学者の先生は本当にこの原子力の平和利用と、いわゆる原発の開発はやっぱり両立できないんだということを、まだ日本の技術が未熟だという立場で撤退をされたという報道を勉強しまして、本当にこれからの日本の原子力政策のあり方がよく理解できるようになりました。

ですから、それとあわせて——私は、趣意書も脱原発だと言われておりますけれども、当然脱原発、あるいは反原発でいわゆる一致しているのは、私は原発ゼロの日本を築いていこうという、そういう一点で心を合わせて、そうしたこの請願権を発動されて取り組んでおられるという思いで紹介をしている一人でございますので、いろんな意味で、脱原発や反原発、自分は原発は容認している、でも今のやり方はおかしいという、そうした人も含めて、やっぱり一致点を見出して、そうした意味で自然エネルギー再生に取り組んでいこう、そういう日本の今の課題に求められていることも含めまして、この脱原発というそれぞれの立場の思いで請願されていますので、私はそういう思いで紹介をしていることでございます。御理解をいただきたいと思います。

以上です。（発言する者あり）

#### ○副議長（小池一哉君）

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これで散会をいたします。

散 会 12時10分